

The Motif of Kapp's Social Cost Theory

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17491

カップ社会的費用論の問題領域

市 原 あか ね

1. カップ「社会的費用の社会的承認・判断・評価」テーゼへの注目について

公害研究の先駆者の一人であるカップの社会的費用論は、まず次の側面からとらえられてきた。それは、私企業がひきおこし社会が様々な形態で被る被害を「原価計算に算定されない費用」「私企業による不払いの費用」と発想したという把握である。この点から言えば、カップ社会的費用論は、公害という被害を経済的に性格づけその側面から内容を規定したものであり、そこには今日の市場に基づく分権的意思決定（具体的にいえば資本的意思決定）の不合理に対する批判が存在すると特徴づけることができるだろう。

しかし、カップにはもう一つの重要な視点がある。それは、被害としての社会的費用は社会的判断・評価と承認をへて、社会的課題として客観化しそれぞれの重要性の相対的重みづけ（社会的価値としての評価）を行うことができるのであって、その判断基準として社会的厚生最低限という基準（社会的に保証しなければならない規範）が必要であるとした点である。ここで社会的費用は、基準による客観的認識であるとともに社会的承認と社会的評価という二側面からの合意の対象としてもとらえられている。そしてまた社会的厚生最低限そのものも合意の対象として位置づけられ、正当性を与えられなければならない。こうした「社会的費用の社会的承認・判断・評価」というカップのテーゼは、社会的費用（社会的課題としての被害規定）と規範としての最低限基準を合意によって基礎づけるプランを示したものであり、公害に関する価値判断と実践的認識が社会的な諸過程をへて成立する場面を単純化して取り上げたものである。

以上の二点は、カップ社会的費用論の二側面である。そして、公害という

被害の経済的性格規定と被害の社会的認識成立規定を社会的費用論として同時に展開しているからこそ、カップは公害論・環境問題論を“政治経済学”として展開するのである。何故なら、経済過程に原因を持つ公害などの被害の検討のために「社会的費用」が社会的認識として成立することを取り上げなければならないとすることによって、その過程—議会による決定であるとか住民運動による世論の形成などを議論の不可欠な契機としなければならないのであり、この過程に対する今日の規範である民主主義を公害の経済学上の分析と検討の基本的な範疇として、あるいはまた前提として、導入する必要が生じるからである。

ところで、カップ以上に住民運動・民主主義の意義を評価し、またマルクス主義に基礎をおく政治経済学を展開してきた宮本憲一氏は、カップの社会的費用論をどのように評価しただろうか。氏の『社会資本論』における議論を要約すると、以下のようである。氏はまず、カップの「社会的費用」にはそもそも2つの定義があるとして、『私的企業と社会的費用』での規定を「社会的損失」（使用価値レベルでの被害）であり、『営利企業と社会的費用』での規定を「ソシアル・ミニマムへの改善の費用」として整理した¹。そして、氏の批判はカップの社会的価値論と資本主義批判に向けられた²。その際社会的価値論に対して、「社会的費用は、まず価値論の中で構成せねばならない。だが、彼（カップをさす——引用者）の理論は、社会的費用を資本の循環の中におしこめるために、価値論そのものを主観的に変容するという方向をとって」おり、社会的価値を新しい価格決定原理とすることは無駄であると結論した³。

宮本氏は、このようにして社会的損失の規定においては社会的価値を否定することになった。ここにはカップが社会的価値によって価値論あるいは資本の法則のレベルの問題——つまり交換価値レベルの議論——を取り扱おうとしたという理解とともに、被害の社会的自明性という前提がおかれている。しかし、カップは宮本氏の言う「価値論ではあつかえない問題」⁴を社会的価値・社会的評価などから構成される範疇組織をどうして表現することを試みたのであり、またそうした問題を扱うには被害を社会的な共通の理解とするための社会的最低基準という規範が必要であるとしたのではなかったか。し

たがって、カップの社会的価値論は、交換価値に関する規定としてではなく、使用価値に関わる規定として論ぜられたのではないか。しかし氏は「だが、これ（価値論であつかえない諸問題のこと——引用者）も、カップの社会的価値ではかりうるものではない⁵」とした。

高度経済成長をへた今日、日本の環境問題は多様な様相を以て展開し、また労働者階級を中心とする主体も性格を変えてきた。

第一に、環境問題を公害と生活の質（アメニティ）に区分する必要が生じた点を、宮本氏にならって指摘することができよう。人命に関わる公害問題の解決が一定の前進をみながら再び政策的に後退してきているのに対して、生活の質（アメニティ）に関わる環境問題への関心は大きくなり新たな価値が見出だされそれに関する規範の成立を問題とされるようになった。⁶ 自明と思われる人命に関わる規範すら充分には実現されていない今日であるが、生活の質（アメニティ）の要求もたらした論点はまさに価値に関するカップ的な議論展開を必要とするものであるように思われる。

第二に、資本蓄積過程の一貫を成すアメリカ的生活様式の普遍化によって、公害や生活の質破壊の原因としての消費・資源収奪の一貫としての消費を無視することはできなくなっている。「地球に優しい」商品が企業からビジネスチャンスとして注目されているように、過剰で無責任な消費に対する反省は意識されつつある。しかし、消費者である我々の課題は、地球という抽象的なものに対する漠然とした責任感から、具体的な隣人である資源供給国の人々・幹線道路ぞいに住む人々などに対する共感と、商品の製造過程・消費過程・廃棄過程に関する知識とに裏づけられた具体的な倫理の共同化に踏み出し、生活様式を自覚的に選択する能力を身につけることである。⁷ この点からも、社会的な価値に関する議論を展開する必要がある。

この点と関連する論点をより総括的に提示すれば、労働者階級と市民社会の位置関係の変化によって、労働者階級は限定的な政治的ヘゲモニーの担い手としてでなく、政治的主体であるとともに市民社会の教養や文化に対する批判主体としても前提され要請される。この段階においてマルクス主義に基礎を置く議論は、日常生活意識批判・価値判断・言語的コミュニケーションなどを媒介に展開されねばならないだろう。

こうした点から、環境経済学を展開するにあたって規範論を明確にする必要があると思われる。そこで以下社会的承認・判断・評価命題の展開を検討しカップの社会的費用論を再評価することを試みるが、これによって宮本氏の公害・環境問題をめぐる政治経済学の欠落・不十分な点を補いより充実させることができるだろう。以下の議論を展開するに当たって、カップの論文は『環境破壊と社会的費用』を主に用いた。またカップの議論の意義を明確にするため、宮本氏の社会的価値に対する見解は『社会資本論』でのカップ批判によった。しかし氏の社会的損失・社会的費用論はその後大きく展開しており、それを押さえるために他の論点は『環境経済学』によっている。また、社会的合意に関しては本来氏の自治論を取り上げるべきであるが、問題を社会的費用論に限定しているため宮本氏の理論の検討としては大きな限界がある。

- 1) 宮本憲一『環境経済学』岩波書店 1989 p-133。
- 2) 宮本憲一『社会資本論』有斐閣 1976 p-190~196。
- 3) 同上 p-190~191。
- 4) 同上 p-192。
- 5) 同上 p-192。
- 6) 宮本憲一『環境経済学』 p-99。
- 7) 後藤道夫「「共産主義」理念の再検討」p-533(藤田勇編『権威的秩序と国家』東京大学出版会 1987)

2. カップ社会的費用論と宮本氏との問題意識の差異

寺西俊一氏は、カップや宮本氏が社会的費用としてひとくくりに議論した諸概念が実は異なるいくつかのカテゴリーに分けることができることを明らかにした。その際、被害はまず使用価値レベルで生じているのであってその把握のためのカテゴリーとして「社会的損失」が第一に規定されねばならず、次いでその一部の価格表現を「社会的損失評価額」、「社会的損失」への対応の結果としての諸出費を「社会的出費」とし、使用価値レベル・商品経済関係への包摂・社会的対応の発生の三つの側面から整理と検討を行った。¹⁾

被害は人間的・自然的・生物学的自然・土地自然・労働生産物の損傷・破壊とし

て使用価値レベルでとらえねばならないが、これらの諸対象が商品経済関係に包摂されることによって「交換価値(価値)的カテゴリーでの損失(価値喪失)としても同時に現れる²」。この場面ですら「社会的損失」と「社会的損失評価額」を区別し関連づけなければならない。そして「各種の社会的損失問題は、それが私的レベルにせよ社会的レベルにせよ、放置し無視し続けることのできない問題として認知されるものであるかぎり、その問題に起因する様々な現実的形態での諸出費(Expences)を発生せしめる³」。この関連のもとに「社会的損失」とはカテゴリー的に区別される「社会的出費」を位置づける。「社会的出費」は非常に多様な形態をもっており、①損害予防対策費・②損失緩和対策費・③損失復元対策費・④損失代償対策費、それと⑤損失対策行政費によって構成される⁴。以上が寺西氏の検討の要約であるが、この成果をふまえてカップの議論を吟味しよう。

カップが「社会的費用」とした被害は、労働災害から大気や水の汚染・資源浪費そして失業・独占にまでわたっているが、これらをとらえる際の定義は通常次のような引用によって説明されている。「社会的費用とは、生産活動にともなって発生するいろいろな種類の広い範囲に及ぶ有害な諸影響をさす概念であるが、これらの諸影響は原価計算には反映されず、したがってまた、私的な意思決定のさいには無視されやすい。すなわち、社会的費用とは、与えられた諸条件あるいは制度的組織のもとでは、他部門や第三者やあるいは経済全体に転嫁され負担されがちな、私的活動にともなう有害な諸影響のことだといえよう⁵」。しかし、カップにとってこの議論はある前提を踏まえてのことである。

カップは社会的費用を、社会的最低限(汚染物質に関する最大許容濃度・資源利用に関する臨界ゾーン・社会的福祉水準など)から実質的に定義できるとまず使用価値カテゴリーの「社会的損失」として規定する。カップは、社会的最低限という生存の最低基準(実質的必要度)は「はっきり規定され社会的な同意をえ⁶」たものであるべきだという。カップによればこの社会的最低限は、公衆衛生・医療・教育・住宅・民間防衛・運輸・リクリエーション・資源問題・失業問題などに設定することができる。その例として、公衆衛生に対する汚染の最大許容濃度・資源問題に対する臨界ゾーン・福祉に関

する社会的福祉水準・失業問題に対する最低成長率をあげている。社会的費用は、科学的に規定し政治的に認められた社会的最低限によってその存在を把握すべきだというのである。⁷

このように「社会的損失」把握の客観性について論じた後で、社会的優先順位を決定するため社会的費用の程度をどのようにとらえるかという問題に対して「社会的費用の少なくともいくつかは、量的にあるいは貨幣表示でさえも表わす方法がいろいろある⁸」とした。そして産出量の損失・地力の低下など「社会的損失」の量的表現、減少した穀物産出量の商品価値・賃金の損失などの「社会的損失評価額」、医療費・入院費などの「損失緩和対策費」、損害補償のための支出の「損失代償対策費」、資源回復に要する費用・再生不能な地下資源の喪失の推定値などをまず上げ、ついで「もう一つの間接的な方法」として建物をきれいにするための追加的費用としての「損失復元対策費」、第三の方法として発生を未然に防ぐための企業の支出「損失予防対策費」をあげている。⁹また別の箇所には「損失対策行政費」をも社会的費用とする記述がある。¹⁰

社会的費用としてこの様に多様な費用を上げる点は批判を招く原因だが、実のところカップはこうした価格上の数値に最終的な決定を委ねていない。社会的費用の相対的重要性を表現するためには、これらの諸費用は実質合理性の面から不十分であり、結局は社会的評価が必要であり政治的決定の問題であるとしているのである。¹¹

ところで先に見たように宮本憲一氏は、カップが社会的費用という語を「社会的損失」をさす第一定義と改善費用・防止費用（特に社会的福祉水準へ現実の水準を改善し引き上げる費用）をさす第二定義の二通りの用い方をしているととらえている。¹²この区別は一方が「損失」であるのに対して一方は防止費用であるという点から説明されているが、さらに重要な理論上の区別は第二定義における社会的福祉水準の導入にあるはずである。何故なら氏は、「社会的損失」を取り上げる際には社会的福祉水準にふれないし、『社会資本論』では社会的価値の導入という点でカップを批判したからである。しかし、次章でみるように社会的価値が社会的福祉水準から確認され社会的に重要性を評価された社会的課題としての社会的損失であることを考慮するなら、

カップがこの二つの定義を別々のものとして行っていたとするのは適切ではないし、ここにみるべきなのは宮本氏とカップとの間の違いである。

今見てきたようにカップは、「社会的損失」を客観的に把握するためには社会的最低限が必要だとしている。つまり、科学的でかつ社会的に正当とされた基準と照らし合わせ政策課題としての相対的重要性を社会的に評価し社会にとっての価値として規定することによって、初めて被害は社会的・実質的な意味をもってとらえることができると考えているのである。この点がまずカップ社会的費用論の大きな特徴であり、彼の議論は「被害」という判断の社会的成立を中心において展開されているのである。これに対して宮本氏は、「社会的損失」をいわば社会的に不当性が自明な被害としてとらえられており、不当な被害かどうかを社会的に審判することは問題にされていない。氏が「社会的損失」を論ずる際に取り上げるのは、絶対的損失かどうか（可逆的被害か不可逆的被害か）などの被害の性質区分である。¹³

たしかに宮本氏は第二定義では社会的福祉水準に重要な役割を与え、この基準をもとにして可能的な防止費用である安全水準達成費用を規定している。また、『環境経済学』では環境問題を生命・健康などの価値の破壊としての公害問題とアメニティ（住み心地の良さ）の悪化の問題とに区別するなど、多様な価値の存在を理論的基礎においている。¹⁴しかしカップにみられた問題意識は、「社会的損失」という認識が社会的に正当性を認められて成立するための条件である。『社会資本論』での議論では諸価値は「社会的損失」の社会的成立に関わる概念として位置づけられているのではない。「社会的損失」の成立に関する検討は、「社会的損失」を顕在化させる過程とそこでの権力関係（これは合意の成立過程に関わる問題であるとともに国家論である）として行われているのであって、科学的真実性・社会的正当性の成立・相対的重要性の評価（これらは合意の内容に関わる問題であり規範論である）としてではない。

これらの点は、社会的費用の社会的成立つまり被害の不当性の社会的承認の成立を把握するにあたってのカップと宮本氏の問題設定の違いを示唆している。この場面において両者は民主主義と主体という概念を導入し、公害論・環境問題論をそれぞれに政治経済学として展開することになる。そこで、

次に政治経済学としての両者の議論の間に存在する共通性と差異を検討し、カップの社会的評価と社会的価値を中心にした概念体系の意義を再評価することにしたい。

- 1) 寺西俊一「“社会的損失”問題と社会的費用論」「一橋論叢」第91巻第5号 p-27, p-33~36。
- 2), 3) 同上 p-34。
- 4) これらの諸出費は以下のように区別されている。①損失予防対策費とは発生源で予め防止するための技術的対策に要する費用, ②損失緩和対策費は発生した「損失」に対する部分的・一時的な軽減・緩和・回避のための対策費, ③損失復元対策費は損傷・破壊の結果を使用価値レベルで修復・復元するために要する費用, ④損失代償対策費とは不可逆的な損傷・破壊に対してその代替・補償に要する諸費用である(同上 p-35~36)。
- 5) Kapp, K. W. *Environmental Disruption and Social Costs*, 1975. 柴田徳衛・鈴木正俊訳『環境破壊と社会的費用』岩波書店 1975 p-241。
- 6) 同上 p-114。また, 社会的合理性の概念を規定する欲求は「客観的に決定され政治的に認められたものでなければならない」という記述もある(p-158)。ここで用いられている「はっきり規定され」・「客観的に決定され」などの表現は, 社会的最低限という基準は科学的に規定すべきであるし規定できるという主張を意味している(p-102, 114)。
- 7) 同上 p-94~105。特に社会的最低限に関して論じた部分はp-102~104。また, p-175も参照。
- 8) 同上 p-107。
- 9) 同上 p-107~108。
- 10) 同上 p-140。
- 11) 同上 p-115。
- 12) 社会的費用のこの区分は, 被害の把握という側面では直接的被害と間接的被害をその実体としたものであり, また寺西氏のカテゴリーによれば「社会的損失」と「社会的出費」の区別にあたる。
- 13) 宮本憲一『環境経済学』 p-110~112。
- 14) 同上 p-99。また, アメニティについては第三節(p-121~130)を参照。

3. カップと宮本氏の社会的判断・民主主義の位置

社会的費用を論ずるにあたって、カップは当初から新しい政治経済学の必要を訴えていた。例えば『私的企業と社会的費用』では、私企業がひきおこし社会全体が被る不利益の数々を描き出した後、最終章で政治経済学についての展望を語っている。その中で、社会的便益・社会的費用とともに社会的価値を経済学の基本範疇として持ち込むべきだとし、次のように述べている。「われわれが本研究を通じて論証しようと試みて来たように、もし経済学が社会的費用を取扱うべきものであり、また社会的報酬を取扱うべきものであるとするならば、これらの社会経済的事実の大体において無視されて来た側面を一般的に追跡し記述することのみでは不十分であろう。さらにまた、前の若干の章でなしたように、社会的費用の量的な推定値（貨幣をもって測った）を提示することをもってしても不十分であろう。このような推定が社会的費用の評価に対する第一接近としていかに重要であろうとも、それらの相対的な大きさや意義の最終的な決定は、社会的評価と社会的価値（社会に対する価値という意味で）の問題であると思われる」¹。

ここでもう一度カップの社会的価値・社会的評価の理論構成上の位置を整理しておこう。

カップの社会的費用論にとって社会的厚生²の最低限が重要な位置であり、社会的費用の客観性と正当性を保証するために提出された概念であることは先に触れたが、社会的費用が不合理性の証拠であることを考えれば社会的最低限が合理性の基準であろうことは見当がつく。実際、市場の与える価格をもとにした合理性を形式的合理性と批判し、かわりに提起している実質的合理性の中心概念がこの基準なのである。そしてこの最低限は合理性を論じるための基準であるから、最低限基準から社会的費用を論じるにあたって市場の価格という客観的なものを脇役としても主観価値説に安住する訳には行かない。したがって、この最低限基準の成立自体に、主観価値を克服するための条件——真实性と正当性——がおかれるのである。つまり社会的最低限は、科学的認識の結果であるが社会的に承認された規範であると規定されているのである。そしてこの規範によって社会的費用の存在を客観化することができるが、いくつもの社会的費用や他の政治的課題との間の社会的優先順位

(これが社会的価値である)の決定は、価格などによって単純に数量化し比較することではすまずことはできず社会的評価・民主主義的決定の問題であるとする。つまり社会的評価という概念は被害の程度(相対的重要性=社会的価値)に対する判断の社会的な合意あるいは決定を意味するのである。

社会的合意・決定は例えば以下のように論じられている。²カップは、環境基準や安全性の判断は社会全体の判断であり専門家に任せるべきことがらではなく、「生活の場での問題として最も直接的な関心をもっている人々(消費者、住民、労働者そして一般の市民)の判断が、これらの問題に関して、最も重視されなければならない」という。³そしてこの決定のための高度な住民参加を実現するためには、大衆的討論と社会的固定観念の打破が必要であり、情報の公開が重要であり、あらゆるレベルにおける教育が大切であるとし、この価値の実現を行政機関に対して要求していくためにも獲得した公害規制制度を形骸化させないためにも世論を代表して説くことのできる行動的なグループをつくっていく必要があるとする。

以上をまとめると、社会的費用の社会的合意・決定に関してカップは二つの側面を指摘していることがわかる。一つは、社会的費用の存在は科学的な認識の対象だがその科学的な結論(認識の基準としての社会的最低限)は社会的承認の対象であるし政策上の優先順位決定は民主主義的に行われなければならないとし、科学性と正当性の承認・相対的重要性の評価を社会的合意の対象とした点である。そしてもう一つは、社会的費用・社会的価値の顕在化と社会的正当性の成立は社会的合意工程に委ねられるがそこでの決定権の帰属は直接的関心を持つ人々にあり、これらの人々によるさまざまな運動がこの過程を維持するとしている点である。このように、カップにとって社会的価値と社会的評価は公害論・環境論への民主主義・住民運動・市民運動の導入の契機であり、つまり政治経済学としての展開の契機なのである。そして以上の議論を社会的費用の定義に付け加えるなら、社会的費用とは合意された社会的最低限(規範)から社会的にその不当性を規定され政治的に相対的重要性(社会的価値)を評価され改善を保証された被害であり、その判断主体は社会全体、具体的には直接的関心を持つ消費者・住民・労働者・市民なのである。被害発生責任を負う意思決定者にとっては「費用」とはみ

なされなかったが、これらの主体(社会)によっては「費用」と判断される被害・不合理だということである。

宮本氏もまた民主主義・住民運動の意義を高く評価している。そして、公害・環境問題の解決は公的介入が必要だがそれを実行させ効力のあるものにしていくのは住民運動であるから、「政治経済学としての環境経済学は住民運動を視野の下にいれざるをえない⁴」と、カップとほぼ同じ構想をもって公害論・環境論を展開している。住民運動は宮本氏にとっても社会的費用を顕在化するものであるが、国家論を展開しそれとの関連で住民運動・自治が取り上げられる点・これらを住民が意義申し立ての主体から総体的な自治主体へ成長していく過程における不可欠な契機としている点では、氏はカップよりも包括的で積極的な位置づけを与えていると言えるだろう。では氏の社会的費用・社会的損失論と住民運動・民主主義はどのような理論展開のうちに連結されているのだろうか。

先にみたように、氏はカップの提起した社会的価値を「社会的損失」の規定の際には主観価値説の導入としてしりぞけ、その一方で、社会的費用の第二定義を論ずるにあたっては社会的福祉水準・アメニティなど社会的価値の構成要素にあたる諸概念を受け入れていた。この姿勢は『社会資本論』の段階で明確だったが、この論理では住民運動は「社会的損失」と規範の主張の主体ととらえられはするが、根源的な社会的費用である「社会的損失」と社会的最低限・社会的価値・社会的評価・社会的承認とは切り離されこれらの間の連関は問題にされていない。したがって先のカップの問題領域と照らし合わせるなら、氏は社会的費用論に関しては社会的課題としての成立を正当化や評価の必要なものと扱わなかったため、第二の点(顕在化・決定権の帰属など主体に直接関わる側面)に注目しながらも社会的合意(顕在化・決定)課題がどのような分節から構成されるのか考察しなかったのである。カップの問題設定の一方を無視して権力性の側面から民主主義の問題つまり社会的合意ないし社会的決定の問題に接近し、それゆえに社会的費用と社会的価値との関係に関してカップと異なる把握を行うことになったのが『社会資本論』の段階である。

しかし宮本氏の議論がここでとどまることは不可能なように思われる。⁵事

実、「環境経済学」は「社会的損失」と社会的評価・社会的価値を切り離す設定とは矛盾する見解で構成され、それはカップが導入した社会的合意の議論に対して補足的な論点を提出するものとなっている。この見解はアメニティを政策基準としてだけでなく「アメニティの悪化」として「社会的損失」の表現に用いている点にも表われているが、⁶ここでは、「社会的損失」を可逆的かどうかによって絶対的損失と相対的損失に区分しその中間は区分不明の領域であるとする議論について検討してみよう。⁷

可逆的か不可逆的かで損失を区分する際、ある被害が絶対的損失であるのか相対的損失に属するのかは、「科学の未発達もあって」⁸明確に区分できないものが存在する。こうしたものを政府や企業は相対的損失として扱いたがる。しかし「アメニティの要求が切実になれば、絶対的損失の範囲が大きくなる（傍点は引用者）」⁹ので、とりあえずはこの領域を絶対的損失として対策をたて「科学的な安全が保証されれば、その段階で相対的損失とすべき」¹⁰だと宮本氏は言う。ここでは絶対的損失の範囲を規定する要因は、アメニティの要求の切実性と科学的な安全の保証と二つあげられている。だがこの二つはそのまま整合的なものではない。

可逆性・不可逆性による絶対的損失と相対的損失の分類は、一面では科学的な分類である。何故なら、発生した損失が可逆的なものなのかそれとも不可逆的なものなのかは科学的に規定しうるものだからである。だがもう一面ではこれは規範に関わる価値判断である。というのはこの二つの損失は政策的取り扱いを当然異にするものと前提されているからであり、そのことは安全という価値的言明にも表われている。アメニティは明らかに価値概念であるが、科学的に検証可能な安全（可逆性の確実性）とは区別される価値である。このような論理構成の場合、アメニティ要求が可逆性・不可逆性とどう関わるのか検討しなければならないはずである。しかし、要求の切実性が科学的な対象の性質である可逆性・不可逆性を左右するはずはなく、この問題は新たな損失分類基準の形成と考えるべきなのではないだろうか。

科学的な安全の保証という言明は、不可逆的損失は起こしてはならないという規範を前提しその科学的保証を要請する複合的な内容を意味している。安全は人間に関しては常識（すでに社会的な合意をすませた）とみなせる普遍的価値で

ある。それにもかかわらず今日も侵害され続けているのであるから、その実現を緊急に保証しなければならない重要な価値であることはたしかである。だがアメニティで取り上げられる諸価値は安全とは区別され、多くの場合可逆的に変化する対象にも見出だされる。これらの安全・不可逆性とは区別される価値に関する要求の切実性が規範形成要因として取り上げられるのは、こうした価値もまた今日重要性を増しているという氏の認識があるからではないか。¹¹あるいは、先の記述で氏が表現しようとしたのは、不可逆的变化が絶対的損失と判断されるかどうかはその対象に対する要求の切実性によるということであるのかもしれない。その場合にも、不可逆的变化かどうかに関する科学的認識はそのままでは規範を形成しないということを示唆する。価値を規範化する要求こそが重要な役割を果たすことを語っている。

宮本氏が不明確なままに設定した問題——価値に対する要求の増大によって新たに規範が形成されるという問題——は、カップの指摘していない問題である。この問題を社会的価値意識の成立として位置づけ、逆にカップの議論を読み直し展開することが可能である。

カップは、社会的最低限という科学的認識に関しても合意対象とすべきであると、社会的費用の相対的重要性に関しては社会的評価が必要であるということを描き示していた。ここでの価値と価値意識の前提は『社会資本論』で宮本氏が立てていた前提と同じである。どちらも事態を不当であるとする価値意識の自明性に関しては問題としていない。社会的費用は最初から悪影響であり負の効果であり損失である。しかし、『環境経済学』の宮本氏の議論から暗示されるのは、規範としての「社会的価値意識」は社会的な価値判断の結果として形成されるのではないかという点である。これはある変化に対する社会的費用・「損失」という認識が規範の社会的形成とそれにもとづく社会的価値判断の結果として形成されるということでもある。カップは社会的価値を自明の価値意識をもとにしたある事態の重要性の評価ととらえたが、社会的価値意識(あるいは規範)そのものの更新が宮本氏によって示唆されている。そしてこの更新の社会的過程を担う主体はアメニティ要求の実現を目指す住民運動なのである。

- 1) Kapp, K. W., *The Costs of Private Enterprise*, 1950. 篠原泰三訳『私的企業と社会的費用』 岩波書店 1959 p-292。
- 2) Kapp, "Environmental Disruption and Protection." 『環境の破壊と保護』 (K. コーツ編・華山謙訳『生活の質』 岩波書店 1981) p-39~41。現在一般に行われている費用便益分析に関して、環境上の損失を貨幣の量で表示しようとすることは社会的決定の問題の回避にすぎず、どうしても社会的政治的な費用便益評価法が必要であるとの見解もみられる (p-37)。カップは社会的費用を、『環境問題と社会的費用』では科学的な認識対象としていたが、この論文では少々異なる位置づけを行っている。放射線の危険性に関して、不十分な科学的推定結果を受け入れるかどうかは社会的判断の領域の問題であるとしている。科学的データの不備という前提のもとでは、どんな犠牲を冒す覚悟を決めるかは社会的な「判断」の問題となると考えている (p-40)。科学的に十分な情報を得られない状態は常に存在することであり、このような「判断」に委ねられる問題はむしろ一般的だといえよう。
- 3) 同上 p-40。
- 4) 宮本憲一『環境経済学』 p-312。
- 5) 氏は住民運動論としては要求の問題を取り上げている。この点は規範論(社会的価値)と関連する論点である。その意味では氏は価値に関する議論を導入していると評価し得る(この点は本文を参照)が、理論化の程度を見ると、少なくとも損害論との関わりでは社会的判断・認識論としての展開は不十分であった。
- 6) 同上 p-99。
- 7) 同上 p-110~112。
- 8) 9) 10) 同上 p-112。
- 11) 『環境経済学』において公害問題とアメニティ問題を連続するものととらえるのも(p-99)、近年の公共性への問題意識もまさにこの点を念頭においたものであろう。

4. カップ「社会的費用の社会的承認・判断・評価」テーゼの意義

公害問題は健康や生命という既に共通の価値意識で判断される対象の破壊が行われたのであって、価値意識の合意を検討の対象にする必要はなかったであろう。つまり公害段階では、問題とされる価値は基本的な欲求であり根源的価値¹であるから、それらに対する規範意識(価値意識)の社会的成立

(共同化) そのものは問う必要がなかった。この場合でも、これらの価値を実現するために法制化し技術対策を立てることを要求しなければならなかったが、生命を守るための環境基準などは科学的な検討の対象であるから理論上も科学的認職問題として扱えばすんだのである。しかし、氏の言うようにアメニティの要求が高まってきている今日の状況下においては、アメニティを対象とした規範意識（つまり社会的価値意識）に関する合意と決定もまた一つの焦点となってくる。アメニティ段階では、社会的歴史的に蓄積されてきた生活の様式に関する価値意識がまず検討され、共同化された価値意識（実現すべきだと判断するアメニティの内容の合意）に基づいて実現のための技術・基準（これは科学的課題である）が問題にできるのである。

これらの検討から、合意形成過程としての環境問題における住民運動・民主主義の意味をより明確にとらえることが可能となる。公害段階は、根源的価値意識を土台においた社会的価値の構造化—機構化²であり、この価値意識に訴えることはしてもそれ自体を課題とした討論は存在しない段階である。ここでの社会的費用の顕在化とは、根源的価値から現状が乖離しているという認識を一般化（合意の形成）することであり、根源的価値の実現の必要を政治的課題と見なす判断を社会の合意とすることである。そしてこの段階では、事実認識とともに事態を損失と見なす判断・根源的価値実現のための科学的技術的課題³・他の社会的課題との優先順位の評価の四点が社会的合意形成過程で追及されることになり、この過程の主体である住民運動はこうした合意を得るために行動する主体なのである。一方、アメニティ段階での社会的費用の顕在化は、合意を経っていない規範意識の提示が重要な一面となる。未合意の規範意識の社会的合意を獲得することがこの段階では大きな目標として加わってくる。したがってアメニティ段階の社会的合意過程は、事実認識とともに規範意識・損失としての判断・規範実現のための科学的技術的課題・他の課題との優先順位の評価の五点を追及する主体として住民運動を位置づけなければならない。民主主義とはこれらの合意を追及するに当たっての上位の規範であるということができよう。

以上見てきたように、カップの社会的費用の社会的承認・判断・評価テーマ、そしてこの命題を遂行する社会的合意過程は、実質的にはマルクス経済

学者であり社会的価値論を批判した宮本氏によって補足的に展開されている。カップのこうした問題領域を評価することは、宮本氏にとって、ひいてはマルクス主義に基礎を置く公害論・環境問題論の一層の展開を試みようとするものにとって、いくつかの課題を照らし出すように思われる。

カップは合意による規範形成を、その困難を指摘しつつも想定しているが、その際にはハーバーマスの人間像を想定せざるを得ないだろう。コミュニケーションによる合意が行為拘束力を持つ、つまり規範や法を合意が根拠づけることができるためには、共感によって社会的な存在へと自己を内的に拘束する人間が前提されていなければならない。こうした人間はマルクスの人間観とも多くの共通点を持つであろうが、現代的理念像として自覚的に設定する必要がある。

またカップの社会的費用論は、「経済は社会・文化的母体の中に組み入れられてその一部をなしている」⁴という現状認識の一環である。宮本氏は住民運動や革新自治体建設に関わる中で自治論を展開してきたが、理論的組み立てにおいてカップのモデルとどのように重なり、あるいはカップを越える論点をどのように持つのか検討する必要がある。

そして環境経済学にとっての主要な課題としては、新古典派・公共経済学あるいは新新古典派の規範・社会的価値判断の取扱いに関する批判と独自の枠組みの提示が上げられよう。カップが社会的価値を論じた焦点はこれらの理論との論争にあった。カップを以上のように評価することは、彼に代ってこの議論を引受けることである。実質合理性の吟味と豊富化をも含めて、社会的使用価値論を体系立てることは今後の重要な課題であろう。⁵

- 1) 粟田賢三「マルクス主義における人間性の問題」『マルクス主義研究年報』合同出版 1977年版 p-23。
- 2) 前掲『社会学方法論』 p-133。
- 3) 科学的認識をも合意の対象と考えるカップの意識は興味深い。科学者の役割を検討する際この見解は示唆に富んでいる。関連するものとして、尾関周二『言語的コミュニケーションと労働の弁証法』（大月書店 1989）を参照されたい。ここで尾関氏はマルクス主義認識論の中に真理合意説を「真理の基準」の一環として位置づけることの主義に関してふれている（p-273～278）。

カップ社会的費用論の問題領域 (市原)

- 4) Kapp, K. W., *Environmental Disruption and Social Costs*. 『環境破壊と社会的費用』 p-161。
- 5) 社会的使用価値について宮本氏も注目している (『環境経済学』 p-38~39)。